

事務連絡  
平成 23 年 3 月 16 日

各都道府県消防防災主管課 } 御中  
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消防庁危険物保安室

東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の  
留意事項について

東北地方太平洋沖地震の被害は大規模なものとなっており、救助活動や被災者の生活に必要な物資等の輸送手段に多大な影響を与えていることから、被災地におけるガソリン、軽油及び灯油等の燃料（以下「ガソリン等」という。）の不足が危惧されています。一方、ガソリン等の危険物は、静電気や電気火花等により容易に火災に至る危険性を有しており、特に、ガソリンは引火点が $-40^{\circ}\text{C}$ 程度で火災の発生危険性が極めて高く、静電気等により容易に着火し、一度火災が発生すると延焼拡大危険性も高いことから、その貯蔵及び取扱いに当たっては、二次災害を防止するための防火安全対策を講ずることが重要です。

つきましては、かかる状況下におけるガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱いについて、下記事項にご留意いただくとともに、貴課におかれましては、この旨貴都道府県内の市町村に対しても周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 ガソリン等を一定量（ガソリンの場合は 200 リットル、灯油又は軽油の場合は 1000 リットル）以上を貯蔵し、又は取り扱う場合、防火対策が講じられた施設で貯蔵し、又は取り扱う必要があるが、燃料供給等のため一時的にガソリン等を一定量以上貯蔵し、又は取り扱う場合は、所轄消防長又は消防署長が、ガソリン等が流出した場合の被害を最小限にとどめる対策等が講じられていると認める場合には、安全性に留意した上で、迅速、かつ柔軟に仮貯蔵又は仮取扱いの承認をしていただけるようお願いしたいこと。
- 2 ガソリン等の燃料を運搬する者に対し、運搬する際の安全性に留意するとともに、

次の事項について周知していただきたいこと。

- (1) 運搬容器（ドラム缶等）に収納したガソリン等を車両で運搬する場合は、危険物取扱者の乗車の必要はないこと。
- (2) ガソリン等を車両で運搬する場合において、車両に積載するガソリン等を収納した運搬容器の個数に上限はないこと。

以上

(連絡先)

消防庁危険物保安室

担当：加藤（晃）、竹本、中野

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534